自立支援協議会7月定例会(R5.7.27)において各構成機関から出されたご意見

- >事前のご意見は非常に多様な内容でしたが、意見交換がしやすいよう大まかに事前意 見の分類を試みました。(市)
- Ⅰ 計画相談支援の採算上の課題…計画相談の国報酬の低さ、市補助金充実への要望
- 2 国事務要領、運営基準の課題…国が定める事務手順、モニタリング頻度、モニタリング方法等の改正(市の裁量で変更が難しいもの)
- 3 事務効率化…支給決定事務における効率化·簡素化·審査の緩和、障害福祉課·福祉総合相談課の連携の課題、事業所内での業務改善
- 4 計画相談利用勧奨の優先順位…重度、複合ニーズの人が優先導入されているがために多くの件数を引き受けられない、計画相談と利用者をつなぐあっせんの仕組の見直し
- 5 計画相談が増えない経営面以外の要素、原因の分析
- 6 相談支援体制の全体最適化…精神保健に課題を有する者(法改正)への対応、難病・医ケア・障害児への相談支援の手薄さ、重層的支援体制の効果的、効率な活用。 会議・協議会等ネットワーク維持活動の負担
- 7 市町村相談支援(委託相談支援)のあり方…計画相談の不足による委託相談への 負荷等、兼務のあり方等
- 8 基幹相談支援センターの機能のあり方…支援が困難な事例における対応、サポート機能、障害福祉課との連携(再掲)等
- 9 人材の確保…人員の不足、離職防止、定着、研修等
- 10 障害福祉サービス事業所との連携の課題…導入ケースでもうまく連携がいってない、 支援が必要な人が使えない、計画相談利用による効果を感じる等

【各構成機関から出されたご意見】

医ケア児支援のための「子ども支援PT会議」に医療関係者が含まれない(事前意見のとおり)

ガイドライン、計画上の問題⇒どこの市町村でも起こる。自立支援協議会の意見をくみ上

げて、国・府へ上げていくことも大事かと考える。

>各市とも国・府へ機会のあるごとに継続して要望しています。(市)

ここ最近の卒業生くらいから、計画相談員がつきにくく、必要な方だけになっている。以前 のようについてもらえたら、学校としても保護者としても安心できる。

相談支援員が辞めたりしないように、国の方で制度整えてほしい。

本人の生活面を見てもらえたら、就労部門としては集中できる。全体的、俯瞰的に見る人がいるとありがたい。

茨木市は他市と比較して就労関係にしてもいいネットワークが作りにくい印象がある。各 機関とも、忙しすぎるなど、いろいろ課題があるのかと思うが。

また、障害福祉課と福祉総合相談課に分かれたくらいから、両課の連携に支障があると感じる。

ケースのフォローが難しくなったり、二度手間、三度手間になったりといったことが見受けられる。計画相談支援につなげたいと感じる人もいるが、どうつなげたらいいか困っている。

(計画相談の利用率が低い原因として)質を重視した結果という意見があったが、量的な部分をどう上げていくか、どこを重視するか、ということを I 回考える必要もあるのではないか。

(計画相談の利用率の高い)他市では制度開始当初から計画相談支援の全件導入の 方針を強く推進した経過がある。その際、質がついてこないことは一定やむを得ないと考 えていたようである。今ようやく質の向上にも取り組める状況になってきているようである。 制度当初の方針が茨木市とは異なっていて、それが今の状況の違いになっているのでは ないか。

他市での計画相談へのあっせん経路としては、市町村からが多いのではないか。最初 の導入は基幹と市町村が連携して障害者へ利用調整していると思う。 H27 に他市に出向していた際、他市ではサービス更新のタイミングで市が計画相談を 一斉に案内・導入していた。現在高い利用率となっている。

委託相談支援と障害者間で、ある程度関係性が構築されると、計画相談支援へ繋ぐのは難しくなる。

>他市の例から、計画相談の利用率を大幅に上げるには、市による思い切った利用者への案内、導入が必要ではないかというご意見と受け止めました。

また、計画相談利用率の高い市では、行政から直接障害者へ計画相談の紹介を行っていて、茨木は他市と比較しても委託相談支援が充実しており、委託相談支援がしっかり障害者の困りごとを受け止められる体制にあることが、かえって計画相談支援の利用を阻んでいる側面があるというご意見との印象を受けました。

これまでから基幹相談支援センターまたは委託相談支援から計画相談支援へ利用調整するという流れが主ですが、障害福祉課では、支給決定フローを変更して以降(R4.1~)障害福祉課が新規に受けたサービス利用相談時に直接計画相談を紹介する、ということも実践しています。最初から計画相談と障害者との関係性ができることもあり、実践した事例については、いずれも円滑に進んでいます。一方で計画相談にとってアセスメントやニーズの整理の必要性の高い新規利用者の入り口から関わっていくことは負荷も大きいと考えており、件数は計画相談に対し配慮しています。新規の方、更新の方いずれから勧奨するのが円滑でしょうか。(市)

結局ケースバイケースだと考える。基幹相談支援センターと支給決定の所管課が分かれているところが茨木市のネックではないか

サービスを利用しても少しの期間しか利用しない、すぐに利用を中断したり利用しなくなってしまったりする方は、計画相談支援にあっせんしにくい。例としてはサービス利用計画案を作れそうな状況だが、1,2か月でサービスを中断しそうな方などである。

>市町村相談支援を直接障害福祉課で行っていたころは、サービス利用に対し非自発

的・または拒否的な方はサービスの利用、定着までI~3年かかる事例も多くありました。 一方、現在自ら希望してサービス利用申請に来られる障害者に関してはそのような支援 の難しさは比較的少ない印象です。計画相談の利用率向上にあたり、申請のタイミング で計画相談の勧奨、あっせんするか、または委託相談支援による支援の必要性があるか の判断についてはサービス利用に対し非自発的または拒否的であるかないか、という切 り口はいかがでしょうか?(市)

知的障害者の場合、必ずしも非自発的・拒否的でなくサービスを利用したいという気持ちが高くても時間の経過で気持ちが変わってしまう、サービスを利用しても継続しないということもある印象である。そのような事例については、計画相談へあっせん・調整して大丈夫だろうか、という不安があり、タイミングが難しい。